

株 主 各 位

大阪市北区西天満二丁目4番4号
積水樹脂株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 馬場 浩志

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階「万葉の間」
3. 目的事項
報告事項 1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第88期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mfg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに賛否をご入力ください。なお、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。詳細につきましては、47～48頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認ください。

(3) 書面及びインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sekisuijushi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

6. 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sekisuijushi.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

当社第88回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

積水樹脂株式会社

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る6月24日（金）に、当社第88回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染防止への対応につき、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。インターネット等による議決権行使方法につきましては、招集ご通知の47～48頁をご参照ください。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、会場入口での検温、アルコール消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。
- ・受付対応に時間を要する場合がございますので、時間に余裕をもってご来場くださいますようお願いいたします。

<当社の対応について（感染防止策）>

- ・出席役員及び運営スタッフ等は、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場受付や会場内各所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・ご来場の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。
- ・休憩スペース、飲み物のご提供はございません。
- ・会場内では株主様同士の間隔を広くとるよう、座席の間隔を空けて準備いたします。これにより、十分な席数を確保できない場合がございます。
- ・感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項や決議事項のご説明を含めまして、例年よりも短縮させていただく場合がございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sekisuijushi.co.jp/>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認をいただきたくお願い申し上げます。

以上

事業報告

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の進行などにより経済活動の回復が期待されましたものの、オミクロン株による感染急拡大に加えて想定を上回る原材料価格高騰、急激な円安の進行や半導体不足、さらには、ウクライナ情勢の緊迫化による影響が拡大するなど、経営環境は依然として予断を許さない状況が継続いたしました。

このような経営環境下において、当社グループは、長引くコロナ禍による環境変化に対応するために公共分野へ経営資源を重点配分するとともに、基盤事業の拡大、未来に向けた新たな基盤づくりや環境対策を基本戦略とする「中期経営計画2024」を策定し、「持続可能な社会の実現に向けて、世界の人々の安全・安心と快適な暮らしを支えることを基軸に、価値ある製品の創造とサービスを通じて世界中の人々に信頼され、感動を提供し続ける企業グループを目指します。」という新たなビジョンのもと、事業活動を推進しております。

当期は、自然災害に対する防災・減災対策、国土強靱化による安心して暮らせるまちづくりや生活道路・通学路における歩行者の交通安全対策への提案を推し進めるとともに、環境・社会への貢献度が高い製品を「サステナビリティ貢献製品」と位置づけ販売拡大に取り組むなど、社会の課題解決に向けた付加価値の高い製品の総合提案に注力いたしました。

一方、原材料高騰に対応した製品価格改定や戦略購買、あらゆるコスト削減に注力するとともに、輸送費高騰対策としての配送効率化や、製品における品種統廃合による生産性向上に取り組むなど、収益性を最重要視した事業経営を推進してまいりました。また、社内の新型コロナウイルス感染予防対策についても引き続き徹底を図るとともに、Webを活用した商談・会議、在宅勤務などのテレワークやデジタル化による業務効率化にも積極的に取り組みました。

当期の連結業績は、売上高は659億3百万円（前期比1.8%増）、営業利益は108億8千3百万円（前期比2.0%増）、経常利益は113億9千7百万円（前期比1.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は76億6千2百万円（前期比1.5%増）となりました。

当期の期末配当金につきましては、4月28日開催の取締役会におきまして、連結業績及び連結配当性向等を勘案いたしまして普通配当を28円とし、また、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、特別配当6円を加えた1株につき34円とさせていただきます。この結果、中間配当金28円と合わせた当期の年間配当金は、前期に引き続き6円増配の1株につき62円（13期連続の増配）となり、連結配当性向は33.7%となりました。

各事業分野別の概況は次のとおりであります。

<公共分野>

交通・景観関連事業：防音壁材は、昨年に集中した高規格道路や新幹線向けの物件が一巡した影響を受け、前期を下回る成績となりました。交通安全製品は、高規格道路向けの眩光防止板や車線分離標「ポールコーン」の新設物件減少により低調に推移するとともに、路面標示材についても、前期の自転車道整備物件反動減の影響を受け、売上減となりました。また、防護柵製品は、歩行者用防護柵が河川などの転落防止用途として設置が進み業績に寄与しましたものの、交差点や通学路の安全対策用途の車両用防護柵等が物件の工期遅延の影響を受け、低調裡に推移いたしました。一方、高欄は、投物防止機能を備えた製品が橋梁の新設物件に加えて国土強靱化対策として増加する橋梁修繕向けに設置が進むなど、好調な成績を収めました。また、景観に配慮したデザインの人工木材が、歩行空間へのベンチ設置や公園改修用途に採用されるなど、売上を伸ばしました。

スポーツ施設関連事業：グラウンド用人工芝は、コロナ禍による新規の大型物件減少に対して保守・メンテナンス物件に注力いたしました。前期を大きく下回る成績となりました。テニスコート用人工芝も、植物由来ポリエチレンを使用した環境配慮型人工芝が採用されましたものの、新規物件の減少により大幅な売上減となりました。

<民間分野>

住建材関連事業：メッシュフェンスは、商業施設等の建築着工低減の影響を受けましたものの、集合住宅等への提案強化により、前期を上回る成績となりました。めかくし塀も、通学路の安全対策を目的としたブロック塀改修や物流施設向けの受注を増やすとともに、防音機能を備えた製品が沿道の車両騒音対策用途や居住地域における工場・保育施設等に採用され、堅調に推移いたしました。装飾建材は、商業施設やレジャー施設向けの需要低迷の影響を受けましたものの、高層建築向けの製品提案に注力しました結果、前期並みの成績を収めました。

総物・アグリ関連事業：梱包結束用バンドは、環境問題に対する意識の高まりを背景に3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対応した製品の提案を強化し、売上は大幅な伸長となりましたが、想定を上回る原材料価格高騰により利益面で課題を残しました。ストレッチフィルム包装機は、物流現場の人手不足による省人化ニーズに対応した全自動タイプの導入が進み、堅調に推移いたしました。安全柵についても、搬送機周辺や工場設備周りに採用されるなど、売上に寄与いたしました。アグリ関連製品は、園芸資材が巣ごもり需要増加に伴い売上を拡大するとともに、農業資材が国内生産品としての品質や安全性が評価され、順調な成績となりました。

関連グループ会社事業：高速道路等のリニューアル工事の増加を背景に、橋梁などのコンクリート構造物の劣化や老朽化による剥落を防ぐコンクリート片剥落防止システムが、好調に推移いたしました。また、高い視認性を備えた溶融型高機能標示材が高速道路の大規模修繕工事に伴う車線運用変更用途などに採用され、大幅に売上を伸ばしました。一方、欧州における交通安全製品は、新製品「凍結防止ハイドロミラー」が好評を博しましたものの、車線分離標「ポールコーン」が前期の自転車道物件の反動を受け、売上減となりました。アルミ樹脂積層複合板は、建材用途の製品が好調に推移するとともに、仮設防音パネルが軽量化による施工性を評価され新規領域となるインフラ改修物件に採用されるなど、大きく売上を伸ばしました。組立パイプシステム製品は、自動車、電機等の主要ユーザー向けの受注が回復したことに加えて、食品分野など新規領域での製品提案や感染防止対策の間仕切りがワクチン接種会場で採用されたことなどが奏功し、堅調に推移いたしました。デジタルピッキングシステム製品は、海外での受注は増加しましたものの、前期の物流センター向け大口物件反動の影響を受け、売上減を余儀なくされました。

事業分野別売上高

期別 事業分野区分	第87期（前期）		第88期（当期）		前期比 増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率	
公共分野	33,419百万円	51.6%	32,507百万円	49.3%	△2.7%
民間分野	31,316	48.4	33,395	50.7	6.6
合計	64,735	100.0	65,903	100.0	1.8

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は6億7千7百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・滋賀工場における太陽光発電設備の導入
- ・各工場における生産設備の増強、省エネルギー及び省人化
- ・業務効率向上のためのシステム投資

(3) 資金調達の状況

当期につきましては、増資及び社債の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況に加え、資源価格の急騰や為替市場の変動、ウクライナ情勢を巡る地政学リスクの高まりなど、先行きは依然として不透明であり経営環境は一層厳しさを増すものと想定されます。一方、政府が主導する「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災・減災や老朽化対策、インフラ整備などの公共工事は堅調な推移が期待され、また、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会実現に向けたグリーンインフラの充実など環境対策ニーズが一段と高まっています。

このような情勢下、当社グループは今年度より新たな経営体制をスタートさせ、SDGsが示す社会課題の解決を念頭に置いて将来のあるべき姿を明示した「ビジョン」を見据え、着実な成長と未来の基盤をつくるために策定した「中期経営計画2024」の実現に向けてESG経営（環境・社会・ガバナンス）を強化してまいります。その一環として、グループを挙げて推し進めているサステナビリティ貢献製品の開発および販売拡大、再生可能エネルギーの活用や3R活動を含めた脱炭素・低炭素社会への対応など、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを実践してまいります。

また、これからの成長戦略を支えるための基盤強化として、デジタル技術を活用して営業活動におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むほか、業務の効率化による働き方改革を加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第85期	2019年度 第86期	2020年度 第87期	2021年度 第88期(当期)
売上高(百万円)	67,043	67,727	64,735	65,903
経常利益(百万円)	10,647	10,860	11,259	11,397
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	7,055	7,167	7,546	7,662
1株当たり当期純利益(円)	158.82	162.62	174.13	184.23
総資産(百万円)	129,351	129,997	138,555	135,606
純資産(百万円)	99,761	101,793	108,711	108,387
自己資本当期純利益率(%) (ROE)	7.3	7.2	7.3	7.2
総資産経常利益率(%) (ROA)	8.4	8.4	8.4	8.3

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況及び企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ス ペ ー シ ア 株 式 会 社	490百万円	100.00%	組立パイプシステム及び関連部材の製造・販売
積水樹脂キャップアイシステム株式会社	340百万円	100.00% (1.24%)	デジタルピッキングシステムの製造及び施工・販売
積水樹脂商事株式会社	72百万円	100.00%	積水樹脂グループ製品等の販売、 輸出入代行業務、損害保険代理業
エスジェイシー寿株式会社	60百万円	100.00%	道路標識の製造・施工・販売
サンエイポリマー株式会社	30百万円	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
セキスイジュシヨーロッパホールディングスB. V.	5,342千ユーロ	100.00%	欧州における持株会社
サミットストラッピングC o r p .	111,833千 ⁷ イ . ¹ ペ . ² ソ	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
無錫積水樹脂有限公司	2,536千 ^ア メ . ^リ カ . ^ト ル	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
セキスイジュシ(タイランド)C o . , L t d .	200,000千 ^タ イ . ^ラ ン . ^ド	90.00%	自動車部品関連製品の製造・加工・販売
積水樹脂プラメタル株式会社	489百万円	89.36% (0.21%)	金属・樹脂積層複合材の製造・販売
日本ライナー株式会社	100百万円	80.00%	交通安全関連工事の施工及び交通安全 製品の開発・販売

(注) 出資比率欄の()内は、当社子会社の有する出資比率を内数で示しております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本興業株式会社	2,019百万円	22.52%	コンクリート二次製品の製 造・販売
近藤化学工業株式会社	30百万円	40.00%	合成樹脂コンパウンドの配合 及び製造・販売、各種合成樹 脂の押出成型品及び射出成型 品の製造・販売

③ 重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社は上記重要な子会社 1 1 社を含む 2 3 社、持分法適用会社は上記日本興業株式会社及び近藤化学工業株式会社の 2 社であります。

(7) 主要な事業内容

主 要 営 業 品 目	
交 通 ・ 景 観 関 連 事 業	路面標示材、道路標識、サイン、看板、防音壁材、交通安全資材、電子システム関連製品、歩行者用防護柵、車両用防護柵、防風・防雪柵、車止め、組立歩道、高欄、公園資材、シェルター、ソーラー照明灯、人工木材等
ス ポ ー ツ 施 設 関 連 事 業	人工芝(校庭、サッカー、フットサル、野球、ラグビー、アメリカンフットボール、フィールドホッケー、テニス、ランドスケープ用途)、人工芝フィールド散水システム、人工芝フィールド高速排水システム等
住 建 材 関 連 事 業	メッシュフェンス、めかくし塀、防音めかくし塀、縦格子フェンス、自転車置場、装飾建材、手すり製品等
総 物 ・ ア グ リ 関 連 事 業	梱包結束用バンド・フィルム、梱包資材、梱包機械、安全柵、農業資材、施設園芸資材等
関 連 グ ル ー プ 会 社 事 業	遮熱性舗装、コンクリート片剥落防止システム、アルミ樹脂積層複合板、組立パイプシステム、デジタルピッキングシステム、自動車部品関連製品等

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社	：大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号
東京本社	：東京都港区海岸一丁目 1 1 番 1 号
支 店	：関東第一支店 (東京都港区)
	関東第二支店 (東京都港区)
	近畿・北陸第一支店 (大阪市)
	近畿・北陸第二支店 (大阪市)
	中部支店 (名古屋市)
	九州支店 (福岡市)
	東北支店 (宮城県柴田郡柴田町)
	中国・四国支店 (広島市)
工 場	：滋賀工場 (滋賀県蒲生郡竜王町)
	土浦つくば工場 (茨城県土浦市)
	石川工場 (石川県能美市)
研 究 所	：技術研究所 (滋賀県蒲生郡竜王町)

② 主要な子会社の事業所

スパーシア株式会社	(滋賀県湖南市)
積水樹脂キャップアイシステム株式会社	(東京都港区)
積水樹脂商事株式会社	(大阪市)
エスジェイシー寿株式会社	(三重県伊勢市)
サンエイポリマー株式会社	(山口県岩国市)
セクスイジュシヨーロッパホールディングス B. V.	(オランダ ルールモンド市)
サミットストラッピング C o r p .	(フィリピン カランバ市)
無錫積水樹脂有限公司	(中国 江蘇省無錫市)
セクスイジュシ (タイランド) C o . , L t d .	(タイ チョンブリ県)
積水樹脂プラメタル株式会社	(長野県上伊那郡辰野町)
日本ライナー株式会社	(東京都江東区)

(9) 従業員の状況

事業分野区分	従業員数	前期末比増減
公共分野	520名	1名増
民間分野	700名	11名減
全社（共通）	75名	4名減
合計	1,295名	14名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
農林中央金庫	200百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 128,380,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 43,313,598株 |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 3,279名 |
| (5) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
積水化学工業株式会社	9,033千株	21.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,060	9.88
積水化成工業株式会社	1,266	3.08
第一生命保険株式会社	1,132	2.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,059	2.58
積水ハウス株式会社	991	2.41
光通信株式会社	924	2.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	861	2.10
樹栄会持株会	704	1.71
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	675	1.64

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,219,861株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2021年11月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が2021年11月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当期末時点における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式数の等	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	2,346千株	5.42%

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	8,400株	5名

(注) 株式報酬の内容につきましては、4. 会社役員に関する事項(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。

(7) その他株式等に関する重要な事項

当社は、2021年4月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,988,200株を取得いたしました。

また、当社は、2021年4月28日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月25日をもって自己株式4,000,000株を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
福 井 彌一郎	代表取締役会長	C E O	積水樹脂プラメタル株式会社取締役会長 セキスイジューヨーロッパホールディングスB. V. 代表取締役会長 セキスイジューン (タイランド) Co., Ltd. 取締役会長
馬 場 浩 志	代表取締役社長	COO(兼)社長執行役員 事業本部管掌 (兼)第二事業本部長 (兼)開発本部担当	
涌 井 史 郎	取 締 役		学校法人五島育英会 東京都市大学特別教授 岐阜県立森林文化アカデミー学長 東急不動産株式会社社外取締役
高 野 博	取 締 役		
伊 藤 聡 子	取 締 役		三谷産業株式会社社外監査役 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役
佐々木 克 嘉	取 締 役	常務執行役員 技術開発・生産部門管掌 (兼)テクノセンター 長 (兼)技術研究所長	
柴 沼 豊	取 締 役	執行役員 事業本部副管掌 (第一事業本部担当) (兼)事業戦略部長	
菊 池 友 幸※	取 締 役	執行役員 管理部門管掌 (兼)監査室長	日本興業株式会社社外取締役

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
稲 葉 佳 正	常勤監査役		
多 田 章 人※	常勤監査役		日本興業株式会社社外監査役
竹 友 博 幸※	監 査 役		積水化学工業株式会社常勤監査役
大 仲 土 和	監 査 役		学校法人関西大学 関西大学名誉教授 リードリーフ法律事務所弁護士 株式会社住友倉庫社外監査役
辻 内 章	監 査 役		辻内公認会計士事務所所長 株式会社学情社外取締役 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役

(注) 1. 2021年6月25日付で次の取締役及び監査役が退任いたしました。

取締役 浜田 潤 (任期满了)

監査役 河原林 隆 (任期满了)

監査役 長沼 守俊 (任期满了)

2. 表※印の各氏は2021年6月25日開催の第87回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。

3. 取締役涌井史郎、高野博、伊藤聡子の各氏は、社外取締役であります。

4. 監査役竹友博幸、大仲土和、辻内章の各氏は、社外監査役であります。

5. 当社は、取締役涌井史郎、高野博、伊藤聡子の各氏と監査役大仲土和、辻内章の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 社外監査役辻内章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は取締役会が決定した方針を適確かつ迅速に執行するため、執行役員制度を導入しており上記のほか取締役を兼務していない執行役員が10名おります。(2022年3月31日現在)

(事業年度末日後の異動)

2022年4月1日付で次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
福 井 彌一郎	取締役会長		
馬 場 浩 志	代表取締役社長	CEO(兼)社長執行役員 事業本部管掌	セキスイ约翰逊ヨーロッパホールディングスB.V. 代表取締役会長
柴 沼 豊	取 締 役	執行役員 第一事業本部長	
菊 池 友 幸	取 締 役	執行役員 第二事業本部副本部長 (兼)住建材事業部長	日本興業株式会社社外取締役

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付株式報酬	
取 締 役	205百万円	118百万円	70百万円	17百万円	9名
監 査 役	38百万円	38百万円	—	—	7名
合 計 (うち社外役員)	243百万円 (49百万円)	156百万円 (49百万円)	70百万円 (—)	17百万円 (—)	16名 (7名)

(注) 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は金銭報酬として、業務執行を担う取締役に対して賞与を毎年一定の時期に支給しております。当該賞与については、当事業年度の当社の営業利益、経常利益及び当期純利益、並びに連結業績の営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、担当部門の状況等を総合的に勘案して支給額を決定いたします。この指標を採用した理由は、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すためであります。なお、当事業年度の業績指標の実績は次のとおりであります。

- (単体) 営業利益 6,953百万円、経常利益 8,588百万円、
当期純利益 6,568百万円
- (連結) 営業利益 10,883百万円、経常利益 11,397百万円、
親会社株主に帰属する当期純利益 7,662百万円

③ 非金銭報酬等の内容

当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行を担う取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、当社普通株式8,400株であり、株主との価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年としております。その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会決議において年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。また2016年6月29日開催の第82回定時株主総会決議において、取締役の報酬総額（年額400百万円以内）は変更せず、社外取締役分の報酬額を40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。加えて当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第85回定時株主総会決議において取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年10,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう人事・報酬等委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議しました。

イ．決定方針の内容の概要

（基本方針）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬のみで構成するものとし、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で支給しています。

（基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等に係る内容の決定方針）

取締役の基本報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役位と職責等に応じた月額報酬を定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとしています。

(業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

業績連動報酬等は金銭報酬として賞与を毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すため、営業利益等の当社及び当社グループの重要な業績指標の状況、並びに担当部門の状況等を総合的に勘案し、支給額を決定しています。

(非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

中長期的な業績向上と企業価値の向上に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を、役位と職責等に応じた付与数を定めて毎年一定の時期に支給することとしています。

(取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定方針)

業務執行を担う取締役の報酬等の種類別の支給割合については、企業価値の向上に対する責任に鑑み、上位の役位ほど業績に対する連動性が高まる構成としています。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役の個人別の基本報酬の額と、業務執行を担う取締役に支給する賞与および譲渡制限付株式報酬の個人別の支給内容については、人事・報酬等委員会で審議の上、その答申に基づき取締役会において決定することとしています。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会は、人事・報酬等委員会に対し、各取締役の報酬について決定方針に従い答申するよう諮問し、当該答申に基づき取締役の報酬が決まっているため、決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて代表取締役会長兼CEOの福井彌一郎氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、人事・報酬等委員会の答申に基づき各取締役の基本報酬の額と賞与の支給内容を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当分野の評価を行うには代表取締役会長兼CEOが最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、人事・報酬等委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役涌井史郎、高野博、伊藤聡子の各氏並びに社外監査役竹友博幸、大仲土和、辻内章の各氏と締結しておりますが、概要は以下のとおりです。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の内容の概要は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社及び一部の子会社の取締役、監査役、執行役員等

② 保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを知りながら行った行為に起因して生じた損害等は填補対象外とするなど一定の免責事由を設けること、及び免責金額を定めることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料については、2021年7月の契約更新前は一部の被保険者が一部負担していましたが、契約更新後は全額を当社及び一部の子会社で負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職が他の法人等の業務執行者である場合、当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。

② 社外役員の重要な兼職が他の法人等の社外役員等である場合、当社と当該他の法人等との関係取締役涌井史郎氏は、東急不動産株式会社の社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

取締役伊藤聡子氏は、三谷産業株式会社の社外監査役、株式会社十六フィナンシャルグループの社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

監査役大仲土和氏は、株式会社住友倉庫の社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

監査役辻内章氏は、株式会社学情の社外取締役、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーションの社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

③ 当期における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
涌 井 史 郎	社外取締役	<p>当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、環境関連事業等についての専門的見地に加えて、大学教授や他の会社の役員としての幅広い知見から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等委員会の委員及び2022年2月からは同委員会の委員長として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>
高 野 博	社外取締役	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席し、豊田通商株式会社の専務取締役及び豊通物流株式会社の代表取締役社長を歴任され、その豊富な経営経験から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等委員会の委員として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>
伊 藤 聡 子	社外取締役	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席し、環境やエネルギー分野の専門的見地に加えて、情報報道番組のキャスターや大学教授としての豊富な知見から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、2022年2月からは人事・報酬等委員会の委員として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>

氏 名	区 分	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
竹 友 博 幸	社外監査役	昨年6月に監査役就任以降開催された取締役会10回全てに、監査役会10回全てに出席し、意思決定の適法性を確保するため、積水化学工業株式会社における財務及び会計に関する豊富な知見から助言・提言を適宜行っております。
大 仲 土 和	社外監査役	当期開催の取締役会13回全てに、監査役会14回全てに出席し、意思決定の適法性を確保するため、大学教授や弁護士としての豊富な知見から助言・提言を適宜行っております。 また、人事・報酬等委員会の委員及び2022年2月からは同委員会のオブザーバーとして、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
辻 内 章	社外監査役	当期開催の取締役会13回全てに、監査役会14回全てに出席し、意思決定の適法性を確保するため、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知見から助言・提言を適宜行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は企業体質強化をはかりながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重点課題と考えております。今後の剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本とし、連結配当性向を2023年度に35%以上とすることを目指して実施してまいります。また、自己株式の取得や消却につきましても、株主の皆様への有効な利益還元のひとつと考えており、事業環境や財務状況等を考慮しながら必要に応じて適切に実施してまいります。

内部留保金の使途につきましては、将来における株主の皆様への利益拡大のため、新たな成長につながる戦略投資などに活用してまいります。

(ご参考) 1株当たりの年間配当金の推移

区 分	2018年度 第85期	2019年度 第86期	2020年度 第87期	2021年度 第88期(当期)
配 当 金 (円)	48	50	56	62
連 結 配 当 性 向 (%)	30.2	30.7	32.2	33.7

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて  
おります。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>79,540</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>23,139</b>  |
| 現金及び預金          | 47,031         | 支払手形及び買掛金        | 8,234          |
| 受取手形            | 4,355          | 電子記録債務           | 5,532          |
| 売掛金             | 12,645         | 短期借入金            | 1,000          |
| 電子記録債権          | 7,012          | 未払金              | 1,602          |
| 棚卸資産            | 7,268          | 未払法人税等           | 1,582          |
| その他             | 1,251          | 賞与引当金            | 788            |
| 貸倒引当金           | △ 24           | 役員賞与引当金          | 119            |
|                 |                | その他              | 4,280          |
|                 |                | <b>固定負債</b>      | <b>4,079</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>56,066</b>  | 役員退職慰労引当金        | 86             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,094</b>  | 退職給付に係る負債        | 2,024          |
| 建物及び構築物         | 3,802          | 繰延税金負債           | 1,489          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,654          | その他              | 477            |
| 土地              | 7,273          | <b>負債合計</b>      | <b>27,218</b>  |
| その他             | 364            | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>249</b>     | <b>株主資本</b>      | <b>102,610</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>41,722</b>  | 資本金              | 12,334         |
| 投資有価証券          | 17,276         | 資本剰余金            | 13,154         |
| 繰延税金資産          | 480            | 利益剰余金            | 81,741         |
| 退職給付に係る資産       | 824            | 自己株式             | △4,619         |
| その他             | 23,709         | その他の包括利益累計額      | 4,207          |
| 貸倒引当金           | △ 568          | その他有価証券評価差額金     | 4,014          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益          | 13             |
|                 |                | 為替換算調整勘定         | 194            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額     | △14            |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>   | <b>1,569</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>108,387</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>135,606</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>135,606</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2 0 2 1 年 4 月 1 日 から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 まで )

( 単 位 : 百 万 円 )

| 科 目                           | 金 額 |        |
|-------------------------------|-----|--------|
|                               | 内 訳 | 合 計    |
| 売 上 高                         |     | 65,903 |
| 売 上 原 価                       |     | 44,364 |
| 売 上 総 利 益                     |     | 21,539 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     | 10,656 |
| 営 業 利 益                       |     | 10,883 |
| 営 業 外 収 益                     |     | 647    |
| 受 取 利 息                       | 55  |        |
| 受 取 配 当 金                     | 296 |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 140 |        |
| そ の 他                         | 154 |        |
| 営 業 外 費 用                     |     | 133    |
| 支 払 利 息                       | 39  |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用               | 29  |        |
| そ の 他                         | 65  |        |
| 経 常 利 益                       |     | 11,397 |
| 特 別 利 益                       |     | 303    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 303 |        |
| 特 別 損 失                       |     |        |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 164 |        |
| 減 損 損 失                       | 161 |        |
| 固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損         | 26  | 353    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |     | 11,347 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |     | 3,366  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |     | 142    |
| 当 期 純 利 益                     |     | 7,838  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | 176    |
| 親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | 7,662  |

~~~~~  
 (注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,263	流動負債	29,820
現金及び預金	41,648	電子記録債権	3,800
受取手形	2,331	買掛金	6,008
電子記録債権	5,534	未払金	1,652
売掛金	10,882	未払消費税等	370
製品及び商品	1,665	未払法人税等	975
原材料及び貯蔵品	1,879	預り金	16,414
仕掛品	498	賞与引当金	335
未収入金	1,492	役員賞与引当金	70
その他の	333	その他の	193
貸倒引当金	△ 3		
固定資産	55,984	固定負債	3,126
有形固定資産	9,863	繰延税金負債	1,435
建物	2,114	退職給付引当金	1,249
構築物	234	その他の	441
機械装置	1,617	負債合計	32,946
車両運搬具	49	(純資産の部)	
工具器具備品	236	株主資本	85,273
土地	5,586	資本金	12,334
建設仮勘定	26	資本剰余金	13,119
		資本準備金	13,119
無形固定資産	138	利益剰余金	64,393
ソフトウェア	125	利益準備金	957
その他の	12	その他利益剰余金	63,436
		固定資産圧縮積立金	624
投資その他の資産	45,982	別途積立金	8,500
投資有価証券	12,929	繰越利益剰余金	54,311
関係会社株式	8,923	自己株式	△4,575
関係会社出資金	236	評価・換算差額等	4,028
長期貸付金	163	その他有価証券評価差額金	4,014
その他の	23,874	繰延ヘッジ損益	13
貸倒引当金	△ 145		
		純資産合計	89,301
資産合計	122,247	負債及び純資産合計	122,247

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		42,537
売 上 原 価		28,391
売 上 総 利 益		14,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,192
営 業 利 益		6,953
営 業 外 収 益		1,816
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,508	
雑 益	307	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
雑 損	157	181
経 常 利 益		8,588
特 別 利 益		303
投 資 有 価 証 券 売 却 益	303	
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	21	21
税 引 前 当 期 純 利 益		8,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,140
法 人 税 等 調 整 額		162
当 期 純 利 益		6,568

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

積水樹脂株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 古谷 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田畑 昭雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水樹脂株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水樹脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

積水樹脂株式会社

取締役会 御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 古谷 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田畑 昭雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水樹脂株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

積水樹脂株式会社 監査役会

常勤監査役 稲葉佳正 ⑩

常勤監査役 多田章人 ⑩

社外監査役 竹友博幸 ⑩

社外監査役 大仲土和 ⑩

社外監査役 辻内章 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則第1条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から本条までの規定は、施行日から6ヶ月を経過した日又は本附則第2条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化をはかるため社外取締役1名の増員を含め、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数にて構成される人事・報酬等委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位等
1	ば ば ひろ し 馬 場 浩 志	(再任)	代表取締役社長（兼）CEO 社長執行役員
2	はま だ じゅん 浜 田 潤	(新任)	副社長執行役員（兼）COO
3	わく い し ろう 涌 井 史 郎	(再任) 社外取締役候補者	社外取締役
4	みや た とし たか 宮 田 年 耕	(新任) 社外取締役候補者	
5	たか の ひろし 高 野 博	(再任) 社外取締役候補者	社外取締役
6	い とう さと こ 伊 藤 聡 子	(再任) 社外取締役候補者	社外取締役
7	さ さ き かつ よし 佐々木 克 嘉	(再任)	取締役 常務執行役員
8	しば ぬま ゆたか 柴 沼 豊	(再任)	取締役 執行役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	ば ば ひろ し 馬 場 浩 志 (1963年5月30日生)	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 2012年6月 当社常務執行役員 2014年6月 当社専務執行役員 2015年6月 当社代表取締役副社長(兼)副社長執行役員 2016年4月 当社代表取締役社長(兼)COO (兼)社長執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長(兼)CEO (兼)社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ・セキスイジュシヨロoppaホールディングスB.V. 代表取締役会長	65,300株
【取締役候補者とした理由】 主として事業部門・開発部門の業務に携わり、技術・開発・生産部門管掌、管理部門管掌を経て事業本部を管掌し、現在は代表取締役社長兼CEOとして企業価値向上に貢献しております。当社事業における豊富な経験と経営全般にわたる見識を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	はま だ じゅん 浜 田 潤 (1960年12月1日生) (新任)	1983年4月 当社入社 2005年6月 当社執行役員 2009年9月 スペース株式会社代表取締役社長 2013年4月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務執行役員 2018年4月 当社執行役員 2019年6月 積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 2022年4月 当社副社長執行役員(兼)COO(現任) 第二事業本部長(現任) 積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ・積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役会長	17,600株
【取締役候補者とした理由】 主として民間分野の事業に携わるとともに事業本部長や当社グループ会社の代表者等を歴任し、現在は副社長執行役員(兼)COO及び積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役会長の職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	わく い し ろう 涌 井 史 郎 (1945年11月22日生)	1972年1月 株式会社石勝エクステリア設立 代表取締役社長 2002年6月 同社相談役(現任) 2008年6月 当社取締役(現任) 2013年4月 岐阜県立森林文化アカデミー学長(現任) 2014年4月 積水ハウス株式会社社外取締役 2016年4月 学校法人五島育英会 東京都市大学特別教授(現任) 2019年6月 東急不動産株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ・学校法人五島育英会 東京都市大学特別教授 ・岐阜県立森林文化アカデミー学長 ・東急不動産株式会社社外取締役	0株
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大学の特別教授として環境関連事業分野の専門的知見を基礎に、他の会社の役員としての幅広い知見から、当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。			
4	みや た とし たか 宮 田 年 耕 (1949年10月27日生) (新 任)	1975年4月 建設省(現 国土交通省)入省 2005年4月 国土交通省九州地方整備局長 2006年7月 同省道路局長 2008年7月 同省退職 2010年10月 首都高速道路株式会社顧問 2011年7月 同社常務執行役員 2012年9月 同社取締役常務執行役員 2013年10月 同社代表取締役専務執行役員 2016年6月 同社代表取締役社長 2021年6月 同社顧問(現任) (重要な兼職の状況) ・首都高速道路株式会社顧問	0株
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 国土交通省において要職を歴任し、社会資本整備や交通政策における幅広い見識を有するとともに、首都高速道路株式会社の代表取締役社長を経験されるなど、その豊富な経営経験から当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	たかのひろし 高野 博 (1953年10月1日生)	1976年4月 豊田通商株式会社入社 1999年3月 Toyota Tsusho (Malaysia)Sdn. Bhd. 社長 2005年6月 豊田通商株式会社取締役 Toyota Tsusho (Thailand)Co.,Ltd. 社長 2006年4月 豊田通商株式会社執行役員 (執行役員制度導入により役位変更) 2009年6月 同社常務執行役員 2011年6月 同社常務取締役 2012年6月 同社専務取締役 2013年6月 豊通物流株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役 (現任)	0株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 豊田通商株式会社の専務取締役及び豊通物流株式会社の代表取締役社長を歴任されるなど、その豊富な経営経験から当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。</p>			
6	いとうさとこ 伊藤 聡子 (1967年7月3日生)	1989年10月 キャスターとして活動開始 2010年4月 学校法人新潟総合学園 事業創造大学院大学客員教授 (現任) 2015年4月 国立大学法人新潟大学 新潟大学非常勤講師 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) 2020年6月 三谷産業株式会社社外監査役 (現任) 株式会社十六銀行社外取締役 2021年10月 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ・三谷産業株式会社社外監査役 ・株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役	0株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 情報報道番組のキャスターを務め、経営者向けのセミナーや講演活動の他、大学でも教鞭をとっておられます。また、環境やエネルギー分野の造詣も深く、関係政府機関の委員会等の委員を務めておられます。その経験や知識をもとに、当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	さ さ き か つ よ し 佐々木 克 嘉 (1967年9月2日生)	1991年4月 当社入社 2010年10月 当社土浦つくば工場長 2015年1月 当社滋賀工場副工場長 2016年4月 当社執行役員 2017年6月 当社滋賀工場長 2019年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 2021年10月 当社技術開発・生産部門管掌 (兼)テクノセンター長 (兼)技術研究所長(現任)	11,800株
【取締役候補者とした理由】 主として技術・生産部門の業務に携わり、現在は取締役兼常務執行役員として技術開発・生産部門管掌などの職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
8	し ば む ま ゆ た か 柴 沼 豊 (1960年1月14日生)	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役(現任) 2015年6月 当社常務執行役員 2016年6月 当社執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2021年6月 当社事業本部副管掌(第一事業本部担当) (兼)事業戦略部長 2021年11月 当社執行役員(現任) 2022年4月 当社第一事業本部長(現任)	17,800株
【取締役候補者とした理由】 主として公共分野の事業に携わり、現在は取締役兼執行役員として、第一事業本部長の職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者涌井史郎氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって通算10年9ヶ月となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者宮田年耕氏は社外取締役候補者であります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 取締役候補者高野博氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役候補者伊藤聡子氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、社外取締役候補者の涌井史郎氏、高野博氏、伊藤聡子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であり、涌井史郎氏、高野博氏、伊藤聡子氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、宮田年耕氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役会・監査役会の構成 (スキル・マトリックス)

第2号議案が承認された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに各役員が有する知見・経験・能力は以下の通りであります。

なお、下表は、各役員に特に期待する知見・経験・能力を示したものであり、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

氏名	地位	特に期待する知識・経験・能力							
		企業経営	事業戦略・ 営業・マーケティング	製造・ 技術・ 研究開発	環境・社会	国際性	財務・会計	人事・ 労務・ 人材開発	コンプライ アンス・ リスク管理
馬場浩志	代表取締役 社長	○	○	○	○				○
浜田 潤	代表取締役 副社長	○	○			○	○	○	
涌井史郎	取締役 (社外)	○		○	○	○			
宮田年耕	取締役 (社外)	○				○			○
高野 博	取締役 (社外)	○	○			○			
伊藤聡子	取締役 (社外)		○		○	○			
佐々木克嘉	取締役			○	○				
柴沼 豊	取締役		○	○					

稲葉佳正	常勤監査役	○	○						
多田章人	常勤監査役						○	○	○
竹友博幸	監査役 (社外)	○						○	○
大仲土和	監査役 (社外)							○	○
辻内 章	監査役 (社外)						○		○

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である大手前監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が会計監査人に必要な独立性、専門性及び品質管理体制等を有しており、当社グループの事業規模や国内外での事業内容に適した監査が期待できることから、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立
	1994年10月	グラントソントンインターナショナル加盟
	2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
	2008年7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる
	2012年7月	永昌監査法人と合併
	2013年10月	霞が関監査法人と合併
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
	2018年7月	優成監査法人と合併
概 要	資本金	527百万円
	構成人員	
	代表社員・社員	88名
	特定社員	4名
	公認会計士	304名
	公認会計士試験合格者等	246名
	その他専門職	181名
	事務職員	89名
	合計（非常勤を除く）	912名
	被監査会社数	1,035社

以 上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用※いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
3階「万葉の間」
TEL (06) 6347-1112 (代表)



- ・ JR東西線「北新地駅」11-21番、11-23番出口より徒歩約5分
- ・ 京阪本線・地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」7番出口より徒歩約7分
- ・ 京阪中之島線「大江橋駅」2番出口より徒歩約3分
- ・ 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」・「肥後橋駅」より徒歩約7分
- ・ JR「大阪駅」、阪急・阪神「大阪梅田駅」及び地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約15分～20分

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。
会場を変更する場合には、当社ウェブサイト (<https://www.sekisuijushi.co.jp/>) にてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、本株主総会前にあらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。